

○大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会（定例会）会議録（平成30年2月13日）

○議事日程

平成30年2月13日午後5時開議

- 第1 会期の決定
- 第2 議案第1号 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合職員定数条例の一部を改正する条例案
- 第3 議案第2号 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合個人情報保護条例の一部を改正する条例案
- 第4 議案第3号 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案
- 第5 議案第4号 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合職員基本条例の一部を改正する条例案
- 第6 議案第5号 職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例案
- 第7 議案第6号 平成29年度大阪市・八尾市・松原市環境施設組合一般会計補正予算（第2号）
- 第8 議案第7号 平成30年度大阪市・八尾市・松原市環境施設組合一般会計予算
- 第9 議案第8号 公平委員会委員の選任について

~~~~~（以下 議決を要しない報告等）~~~~~

- 報告監30の第1号 平成29年度定期監査等結果報告の提出について
- 報告監30の第2号 例月出納検査結果報告の提出について
- 報告第1号 損害賠償額の決定に関する専決処分報告について

○出席議員 20人

|     |        |     |        |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番  | 広田和美君  | 11番 | 岸本栄君   |
| 2番  | 大内啓治君  | 12番 | 高山仁君   |
| 3番  | 木下誠君   | 13番 | 永井広幸君  |
| 4番  | ホンダリエ君 | 14番 | 井上浩君   |
| 5番  | 今井アツシ君 | 15番 | 尾上康雄君  |
| 6番  | 佐々木りえ君 | 16番 | 上野尚登君  |
| 7番  | 前田和彦君  | 17番 | 大野義信君  |
| 8番  | 山本長助君  | 18番 | 重松恵美子君 |
| 9番  | 床田正勝君  | 19番 | 篠本雄嗣君  |
| 10番 | 加藤仁子君  | 20番 | 山本真吾君  |

○議場に出席した執行機関及び説明員

|               |         |
|---------------|---------|
| 管 理 者         | 吉 村 洋 文 |
| 副 管 理 者       | 田 中 誠 太 |
| 事 務 局 長       | 蓑 田 哲 生 |
| 総 務 部 長       | 永 谷 義 一 |
| 施 設 部 長       | 樺 田 輝 生 |
| 総 務 部 総 務 課 長 | 吉 田 一   |
| 総 務 部 経 理 課 長 | 金 箱 幸 泰 |
| 施設部施設管理課長     | 吉 岡 慎 二 |
| 施設部建設企画課長     | 金 子 正 利 |
| 西 淀 工 場 長     | 成 瀬 新 吾 |
| 平 野 工 場 長     | 難 波 利 幸 |
| 東 淀 工 場 長     | 竹 田 享 司 |

|       |      |
|-------|------|
| 鶴見工場長 | 下田洋彰 |
| 八尾工場長 | 石田憲治 |
| 舞洲工場長 | 村上真也 |

○議長（山本長助君） ただいまの出席議員は、20名で地方自治法第113条の規定により、定足数に達しております。

ただいまより、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会平成30年第1回定例会を開会いたします。

開 議

○議長（山本長助君） 直ちに会議を開きます。

○議長（山本長助君） 本日の会議録署名議員に、大内啓治君、木下誠君の御両君を指名いたします。

○議長（山本長助君） この際申し上げます。議事日程に記載のとおり、議決を要しない報告等が提出されておりますので、お手元に配付いたしております。

○議長（山本長助君） これより議事に入ります。

○議長（山本長助君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

○議長（山本長助君） お諮りします。本定例会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本長助君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定しました。

○議長（山本長助君） 次に、日程第2、議案第1号、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合職員定数条例の一部を改正する条例案ないし日程第8、議案第7号、平成30年度大阪市・八尾市・松原市環境施設組合一般会計予算を一括して議題といたします。

○議長（山本長助君） 理事者の説明を求めます。  
蓑田事務局長。

（事務局長蓑田哲生君答弁席へ）

○事務局長（蓑田哲生君） 議案第1号から議案第7号について、その概要を、御説明いたします。

議案第1号は、人事配置の見直しに伴い職員の定数を変更するため、条例の一部を改正するものです。

議案第2号は、実施機関が個人情報を取り扱う事務を開始しようとするときに管理者に届け出なければならない事項等を改めるため、条例の一部を改正するものです。

議案第3号は、特定任期付職員の期末手当の支給

割合を改めるため、条例の一部を改正するものです。

議案第4号は、営利企業等への再就職が禁止される者の範囲等を改めるため、条例の一部を改正するものです。

議案第5号は、法人等に再就職した場合に任命権者への届け出が必要となる本組合の職員であった者及び法人等に再就職した場合に公表の対象となる本組合の職員であった者の範囲を改めるため、条例の一部を改正するものです。

以上が条例案の御説明でございます。

引き続きまして、議案第6号、平成29年度大阪市・八尾市・松原市環境施設組合一般会計補正予算（第2号）につきまして御説明申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんいただきたいと存じます。

今回の歳入歳出予算の補正につきましては、第1条のとおり、歳入歳出それぞれ6,769万7,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を133億8,266万3,000円と定めるものでございます。

第2項は、歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきまして、次のページに記載しております「第1表歳入歳出予算補正」のとおりとするものでございます。

2ページから3ページの「第1表歳入歳出予算補正」でございますが、まず、歳入におきましては、2ページ真ん中右寄りの補正額の欄でございますが、第1款分担金及び負担金、第1項分担金につきましては、1億8,557万7,000円の減額を計上しております。

分担金につきましては、組合同約に基づきまして、構成団体に御負担いただくものでございます。

次に、第5款諸収入、第2項雑入につきましては、1億1,788万円の増額を計上しており、歳入合計といたしまして、6,769万7,000円の減額となっております。

一方で、3ページの歳出につきましては、第3款廃棄物処理費、第1項廃棄物処理費につきまして、

6,769万7,000円の減額を計上しております、歳出合計としましては、歳入と同じく6,769万7,000円の減額となっております。

続きまして、補正予算の概略につきまして、ページめくっていただきまして、平成29年度大阪市・八尾市・松原市環境施設組合一般会計補正予算（第2号）に関する説明書によりまして、御説明申し上げます。

まず、歳入予算より御説明申し上げます。説明書の6ページ、7ページをごらんいただきたいと存じます。

上段の第1款分担金及び負担金、第1項分担金、第1目分担金につきましては、発電収入、いわゆる諸収入の増と歳出の削減などによりまして1億8,557万7,000円の減額となっております。

負担割合の内訳につきましては、7ページにございますように大阪市が1億5,359万8,000円、八尾市が2,666万3,000円、松原市が531万6,000円の減額となっております。

下段の第5款諸収入、第2項雑入、第1目廃棄物処理収入につきましては、売電単価の増による発電収入の増によりまして、1億1,788万円の増額となっております。

続きまして、歳出予算について説明させていただきます。

恐れ入りますが、10ページ、11ページをごらんいただきたいと存じます。

第3款廃棄物処理費、第1項廃棄物処理費、第1目廃棄物処理費につきましては、埋立処分に係る費用の減といたしまして、焼却残滓陸上輸送単価の減によりまして6,769万7,000円の減額となっております。

平成29年度大阪市・八尾市・松原市環境施設組合一般会計補正予算（第2号）に関する説明については、以上でございます。

引き続きまして、議案第7号、平成30年度大阪市・八尾市・松原市環境施設組合一般会計予算について御説明申し上げます。

平成30年度予算につきましては、ごみ焼却工場及び北港処分地の運営並びに維持管理に係る事業費とともに平成30年8月予定の住之江工場更新・運営事業の特定事業契約に向けた事業者選定支援業務委託等の事業費を計上しております。

それでは、予算書の1ページをごらんいただきたいと存じます。

歳入歳出予算につきましては、第1条のとおり、歳入歳出の総額を133億2,635万8,000円と定めるものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額につきまして、次のページに記載しております「第1表歳入歳出予算」のとおりとするものでございます。

次に、第2条は、地方自治法第214条の規定による債務負担行為でございます。

具体的な内容につきましては、4ページの「第2表」をごらんいただきたいと思っております。

住之江工場更新・運営事業につきましては、公共が資金を調達し、プラント設備の更新並びに運営を民間事業者に一括かつ長期的に委ねるDBO方式により実施することとし、平成29年9月に入札公告を行い、現在事業者選定に向けた手続を進めており、平成30年3月に落札者を決定し、8月に特定事業契約の締結を予定しております。

平成29年9月に開催されました第2回定例会におきまして、入札公告を行うための債務負担行為の設定に係る補正予算を承認いただいておりますが、本定例会におきまして、改めて、契約締結に向けた債務負担行為を設定するものでありまして、期間、平成31年度から54年度、限度額366億3,700万円の債務負担行為を設定するものでございます。

それでは、1ページに戻っていただきまして、次に、第3条は、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる組合債いわゆる地方債でございます。具体的な内容については、4ページの「第3表」をごらんいただきたいと思っております。

4ページの「第3表組合債」でございますが、住之江工場更新事業といたしまして、設計・施工管理業務委託に伴いまして、限度額900万円を、北港埋立処分地清掃運搬施設等整備事業といたしまして、北港処分地の焼却残滓の埋立処分に係る造成用の重機並びに運搬車両の更新に伴いまして、限度額3,600万円を起債するものでございまして、利率5%以内、償還期限を据置期間も含めまして15年以内とするものでございます。

恐縮ではございますが、再度、1ページに戻って

ただきまして、次に、第4条でございますが、一時借入金につきまして、地方自治法第235条の3第2項の規定により、借り入れの最高額を10億円と定めるものでございます。

それでは、概要につきまして、お手元の平成30年度大阪市・八尾市・松原市環境施設組合一般会計予算に関する説明書によりまして、御説明申し上げます。

まず、歳出予算より御説明申し上げます。

説明書の16ページ、17ページをごらんいただきたいと存じます。

第1款議会費、第1項議会費、第1目議会費につきましては、議員報酬及び議会運営に要する経費でございます、300万3,000円を計上しております。

次の18ページから21ページにかけましては、第2款総務費、第1項総務費、第1目総務費につきまして記載しております。

組合の総務管理に要する経費でございます、18ページでございますように5億2,268万6,000円を計上いたしております。

事業別としましては、19ページの説明1の総務職員費でございますが、総務管理に携わる総務部職員の給料、諸手当等に要する経費といたしまして、2億8,746万8,000円を計上しております。

また、説明2の総務管理でございますが、組合の管理運営事務に要する経費といたしまして、2億3,521万8,000円を計上しております。

次に、22ページから27ページにかけて記載しております、第3款廃棄物処理費、第1項廃棄物処理費、第1目廃棄物処理費につきましては、焼却工場及び破碎設備の運営や維持管理、整備工事に要する経費や焼却残渣の埋立処分等に要する経費、工場施設建設に要する経費並びに廃棄物の中間処理技術の調査・研究に要する経費などといたしまして、22ページでございますように110億8,117万9,000円を計上しております。

事業別といたしましては、23ページの説明1の廃棄物処理職員費でございますが、焼却工場及び破碎設備や北港処分地の管理運営に携わる施設部職員の給料、諸手当等に要する経費といたしまして、44億7,958万3,000円を計上しております。

説明2の廃棄物処理管理につきましては、施設部の管理運営事務に要する経費といたしまして、318万

7,000円を計上しております。

次に説明3の焼却処理でございますが、まず、項目の1、焼却処理につきましては、焼却工場におきまして、適正に廃棄物を処理するために必要となる薬品費等の消耗品費及び光熱水費などの需用費のほか、関係法令に基づく排ガス、排水等の測定経費や、各設備の保守点検費及び法定点検に係る検査手数料など、焼却工場を適正に運営、維持管理するために要する経費といたしまして、19億2,994万1,000円を計上しております。

25ページの項目の2、焼却工場管理につきましては、焼却工場の管理運営業務に要する経費といたしまして、1,050万2,000円を計上しております。

項目の3、既設工場整備につきましては、焼却炉を停止し、法令で義務づけられた法定点検を実施するとともに、各設備の機能回復や保全のため、定期整備工事等を行うものでございます。

焼却工場の稼働に伴い、消耗部品の取りかえや各設備の損傷箇所等を適正に整備することによりまして、安定的に継続して焼却工場を運転することができ、発生する廃棄物を適正に処理することが可能となります。

また、平成30年度におきましては、従来より紙の搬入券を用いて行ってまいりましたごみ搬入車両の計量につきまして、ICカードを用い搬入者みずから計量を行う計量自動化に向けた設備改修を行うとともに、各工場、ルシアス庁舎とのネットワークシステムを構築することや、本組合策定の経営計画にございます「安全で安定的な処理体制の構築」に基づきまして、大規模災害発生時の焼却工場の減災対策としての設備改修を行うため、整備工事費が増となっているものでございまして、34億6,743万1,000円を計上しております。

項目の4、工場施設建設でございますが、住之江工場の更新・運営事業につきましては、現在契約事務手続中でございます、平成30年8月に特定事業契約の締結を予定しております。

平成30年度では、特定事業契約に向けた事業者選定支援業務委託等の事業費といたしまして、5,947万1,000円を計上しております。

これらを合わせまして、23ページの中段にございまして、説明3の焼却処理といたしまして、54億

6,734万5,000円を計上しております。

次に25ページの説明4の破碎処理でございますが、項目の1、破碎処理につきまして、破碎施設の処理運営のための消耗品費や法定点検に係る検査手数料などに要する経費といたしまして、1,865万8,000円を計上いたしております。

また、項目の2、既設破碎施設整備につきましては、焼却工場と同じく、各設備の機能回復や保全のため、定期整備工事等を行う整備経費といたしまして、8,593万円を計上しております。

次に27ページの説明5の埋立処分といたしまして、まず、項目の1、北港処分地でございますが、焼却工場で発生します焼却残滓を各工場から北港処分地に運搬するための経費や北港処分地において焼却残滓を適正に埋立処分するために要する経費などとしたしまして、3億8,075万4,000円を計上しております。

また、項目の2、大阪湾広域臨海環境整備センターでございますが、いわゆるフェニックスセンターにおいて処分する焼却残滓の運搬や投棄処分に要する経費としまして、5億5,827万9,000円を計上しております。

次に、項目の3、処分地造成といたしまして、北港処分地の廃水浄化設備や凝集沈殿装置の整備費用、覆土用材に用いる山土の購入経費などとともに、北港処分地内浸出水の窒素濃度が上昇傾向にありまして、窒素除去対策設備を整備する必要があることから、その実施設計費用を計上しております。

これらに要する経費といたしまして、8,149万1,000円を計上しております。

説明6の技術調査・研究でございますが、廃棄物の資源化及び中間処理技術の調査・研究といたしまして、焼却灰の有効利用に関する調査研究や廃棄物処理を行う上で課題となるさまざまな事象に対し、その原因追究を図るとともに対策を見出し、既設の焼却工場における改善並びに新工場における技術的検討に資するための研究に要する経費といたしまして、595万2,000円を計上しております。

それでは、28ページ、29ページをごらんいただきたいと存じます。

上段の第4款公債費、第1項公債費につきましては、これまで大阪市で発行しました焼却工場や破碎施設

の施設整備に係る整備事業費、北港処分地の設備改修に係る整備事業費の起債のうち、環境施設組合に引き継がれました財政融資資金借入金などの公的資金に係る元利償還金と、環境施設組合が償還負担する市場公募債などの民間資金の元利償還金等につきまして、元金、利子合わせまして、17億949万円を計上しております。

下段の第5款予備費、第1項予備費につきましては、1,000万円を計上しております。

以上が、歳出予算でございます。

続きまして、歳入予算を御説明させていただきます。

恐れ入りますが、6ページ、7ページをごらんいただきたいと存じます。

上段の第1款分担金及び負担金は、第1項分担金につきましては、93億4,441万9,000円を計上しております。

分担金につきましては、組合規約に基づきまして、構成団体に御負担いただくものでございます。

負担割合につきましては、平成30年度の各構成団体のごみ処理計画量を基本に算出しており、その内訳につきましては、7ページでございますように大阪市の80億7,649万4,000円、八尾市の8億5,418万2,000円、松原市の4億1,374万3,000円となっております。

下段の第2款使用料及び手数料につきましては、第1項使用料につきましては、「大阪市・八尾市・松原市環境施設組合財産条例」に基づきます自動販売機の設置料など、行政財産の目的外使用許可に伴う施設使用料といたしまして、1,500万円を計上しております。

次に、8ページ、9ページをごらんいただきたいと存じます。

上段の第3款国庫支出金、第1項国庫補助金につきましては、住之江工場の更新に向けた廃棄物処理施設整備に伴う計画支援事業等につきまして、循環型社会形成推進交付金の充当を考慮しており、それに係る国庫補助金収入といたしまして、1,266万6,000円を計上しております。

下段の第4款財産収入、第1項財産売却収入につきましては、焼却工場や破碎施設などにおいて発生いたします金属廃材などの物品売却代金といたしまして、480万5,000円を計上しております。

10ページ、11ページをごらんいただきたいと存じます。

上段の第5款諸収入、第1項預金利子につきましては、歳計現金の定期預金等の預金運用による預金利子収入といたしまして、8万3,000円を計上しております。

下段の第5款諸収入、第2項雑入、第1目廃棄物処理収入、第1節廃棄物処理収入につきましては、委託契約に基づく守口市のごみ焼却受託事業収入や破砕施設において回収しております金属売却収入等といたしまして、5,920万円を計上しております。

第2節発電収入でございますが、各構成団体で取り組んでいるさまざまなごみ減量施策によるごみ量の減少に加え、各種制度の改正や原子力発電所の再稼働等に伴う電気の市場単価の低下など、その確保については厳しい状況であります。各工場の安定稼働による売電送電量の維持を図ることで歳入の確保に努め、35億2,054万8,000円を計上しております。

その他の歳入といたしまして、第2目雑入、第1節雑収として、3億2,463万7,000円を計上しております。

12ページ、13ページをごらんいただきたいと存じます。

第6款組合債、第1項組合債につきましては、住之江工場更新事業に伴うものに加えまして、北港処分地におけます運搬車両等の更新に係る経費に一般廃棄物処理事業債の充当を考えておりまして、それに係る起債収入といたしまして、4,500万円を計上しております。

歳入予算の概要につきましては、以上でございます。

少し資料は飛びますけれども、31ページ以降につきましては、給与費明細書を記載させていただいております。

32ページ、33ページにつきましては、特別職の報酬でございます。

34ページから35ページにかけましては、一般職の給与明細書でございます。

34ページ、35ページの総括表の上段でございますが、職員数は522人、右隣括弧書きは、短時間勤務職員2人でございます。職員全体の給与費、共済費を合わせまして、35ページでございますように47億2,229万2,000円となっております。

給与につきましては、大阪市の給与制度に準じて御提案いたしております。

36ページ、37ページにつきましては、職員の給料及び職員手当の増減額の明細といたしまして、平成29年度予算との増減額の説明となっております。

また、38ページからの給料及び職員手当の増減額の状態等につきましては、平成29年10月1日現在における給与等の状況を記載させていただいております。

次に48ページ、49ページにつきましては、債務負担行為に関する調書でございます。

平成30年度以降にわたるものについての調書でございますが、新規提出分といたしまして、住之江工場更新・運営事業を、議決済分といたしまして、住之江工場整備計画事業を記載しております。

最後に、52ページをごらんいただきたいと存じます。

組合債現在高調書でございます。組合に引き継がれました財政融資資金借入金に加えまして、平成28年度に発行いたしました公的資金に係る組合債や平成29年度及び30年度に組合として発行予定の組合債、環境施設組合が償還負担する市場公募債などの民間資金の償還負担金につきましては、平成28年度末現在高、29年度末現在高見込み額、30年度中の増減見込み及び30年度末の現在高見込み額を記載させていただいております。

平成30年度大阪市・八尾市・松原市環境施設組合一般会計予算に関する説明については、以上でございます。

以上、条例案及び予算案につきまして、御説明申し上げます。

何とぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本長助君） これより質疑を行います。

広田和美君の質疑を許します。

1番、広田和美君。

（1番広田和美君発言席へ）

○1番（広田和美君） 大阪維新の会、大阪市議員の広田和美でございます。私からいくつかお尋ねをしていきたいと思っております。

今回提出されました議案のうち、平成30年度の環境施設組合一般会計予算では、住之江工場の更新・運営事業に関する債務負担行為が提出されています。

初めに、住之江工場の建設計画についてお伺いいた

します。

私は昨年度、環境施設組合の監査委員をさせていただきまして、各工場の状況を見せていただく中で、施設のセキュリティ対策が大変気になりました。世間では、防犯やテロへの対策等が大変注目されています。

例えば、工場で使用している薬品の管理であったり、施設への入退場管理については、もっと厳格に管理する必要があるのではないのでしょうか。

建設年度が古い工場については、これから対策を行うにも、計画や予算の確保等に時間がかかるのではないかと思います。住之江工場は新しく建設される工場ですので、ICカードなど、新しい技術を導入したセキュリティ対策をすべきだと考えますが、お考えをお聞かせください。

○議長（山本長助君） 理事者の答弁を許します。

金子施設部建設企画課長。

（金子施設部建設企画課長答弁席へ）

○施設部建設企画課長（金子正利君） お答えいたします。

住之江工場の更新・運営事業につきましては、計量棟など外部からの出入口や薬品保管場所については、扉の施錠等必要に応じて電気錠を採用することや、建物監視用の防犯カメラを設置し、工場事務所での施設の監視ができるようモニターを設置することといたします。

今後、委員御指摘のような、薬品の管理や工場への入退場者の管理等を適切に行うことができる施設となるよう、これら設備の具体的な設置場所などについて、施設の設計段階において民間事業者と協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本長助君） 1番、広田和美君。

（1番広田和美君発言席へ）

○1番（広田和美君） ありがとうございます。

住之江工場は、ごみの焼却にかかわる設備だけではなく、セキュリティ対策についても万全なものにしていただきたいと思います。

さて、これまでの議論において、住之江工場は処理能力を日量520トンから400トンに縮小して、プラント更新を行う計画であるとお聞きしておりますが、住之江工場以降の建てかえ計画についてはどうなっ

ておりますでしょうか。

現在の組合におけるごみ焼却工場の建てかえ計画について教えてください。

○議長（山本長助君） 金子施設部建設企画課長。

（金子施設部建設企画課長答弁席へ）

○施設部建設企画課長（金子正利君） お答えいたします。

環境施設組合における「ごみ焼却工場の整備・配置計画」につきましては、平成24年4月の大阪市戦略会議において、広域化や一層のごみ減量の推進といった観点を踏まえ、ごみ焼却工場が有すべき必要な処理能力等を多角的に検討を行った上で策定されました。

同計画では、大阪市が有していた「森之宮工場・大正工場を廃止すること」のほか、「住之江工場、鶴見工場においては、全面建てかえではなく、現在の建物を一部流用して更新すること」、「更新後の住之江工場の処理能力については、現在の日量520トンから400トンに、更新後の鶴見工場については、現在の日量600トンから450トンに変更すること」としております。

この計画は、平成25年3月に大阪市・八尾市・松原市の3市で基本合意の上、平成27年1月に大阪市と環境施設組合で締結いたしました「ごみ処理事業の継承に関する協定」に基づき、環境施設組合が引き継いでおります。

以上でございます。

○議長（山本長助君） 1番、広田和美君。

（1番広田和美君発言席へ）

○1番（広田和美君） 今の御説明にありましたように、ごみ焼却工場の整備・配置計画を策定する際にも、大阪市であれば戦略会議等、市政運営の基本方針や重要施策等について、行政としての意思決定を行う会議があり、その議論の内容についても大阪市のホームページで公開されています。

一方で、環境施設組合では、そういった会議や組織はないように思います。

今後、大阪市、八尾市、松原市のごみ減量計画が進んでいけば、当然、ごみ焼却工場の建てかえ計画も変更する必要があると思いますが、建てかえ計画の変更について、誰が、どのように決定するのでしょうか。また、その計画に対してこの議会はどのよ

うに関与していくのか教えてください。

○議長（山本長助君） 金子施設部建設企画課長。  
（金子施設部建設企画課長答弁席へ）

○施設部建設企画課長（金子正利君） お答えいたします。

ごみ焼却工場の整備・配置計画につきましては、大阪市、八尾市、松原市が策定している、一般廃棄物処理基本計画のごみ処理量予測に基づいて、ごみ焼却工場の処理能力を確保することを基本に、ごみ焼却工場の敷地や老朽化の状況、収集輸送への影響といったさまざまな事項を考慮した上で検討を行い、策定していく必要がございます。

これらごみ焼却工場の整備・配置計画の策定に当たりましては、環境施設組合と構成市との間で、十分な協議を行いながら計画を策定し、最終的には組合管理者によって決定いたします。

策定したごみ焼却工場の整備・配置計画につきましては、議会に報告させていただくとともに、議会での御議論をいただきたいと考えております。

個々のごみ焼却工場の建設に当たりましては、事業実施に係る予算について、議会における承認が必要でございますので、予算案を上程させていただいた上で、御審議いただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本長助君） 1番、広田和美君。  
（1番広田和美君発言席へ）

○1番（広田和美君） ありがとうございます。

ごみ焼却工場の建てかえは、非常に多額の経費が必要な事業でございますので、その基本となる建てかえ計画についても、議会としてはしっかりとチェックしていかなければならないと考えます。そうした意味でも、建てかえ計画については議会に報告をいただき、十分な議論ができる機会を設けていただきたいと思っております。

また、環境施設組合はそもそも大阪市、八尾市、松原市における広域処理を目的とした組織です。今後も広域的にごみを処理することで、効率的なごみ処理が可能になることが考えられます。仮に、今後、さらに広域化を進める場合にはどのような手続が必要となるのか教えてください。

○議長（山本長助君） 吉田総務部総務課長。  
（吉田総務部総務課長答弁席へ）

○総務部総務課長（吉田一君） お答えいたします。

仮に、新たな都市との広域化を進める場合には、今現在、環境施設組合を構成している各都市と広域化の対象となる都市が、ごみの処理を共同で行うことを合意した上で、具体的な協議に進んでいくこととなります。

その後、環境施設組合を構成している各都市で規約変更の議決を、また、広域化の対象となる都市では新たな規約の承認議決を経る必要がございます。

これら議決を経た後に、大阪府から設立の変更許可を得る運びとなります。

以上でございます。

○議長（山本長助君） 1番、広田和美君。  
（1番広田和美君発言席へ）

○1番（広田和美君） ありがとうございます。

ごみ焼却工場の整備・配置計画や広域化に関する事項については、環境施設組合だけにとどまらず、構成市に対しても大きな影響を及ぼすものであり、議会としても十分な議論を行っていく必要があると思います。行政として意思決定のプロセスを明確にするとともに、行政が定めた計画について、議会でも十分なチェック機能が果たせるように報告や説明を適切に行っていただければ幸いですようお願いを申し上げます。

私からは以上でございます。

○議長（山本長助君） 次にホンダリエ君の質疑を許します。

4番、ホンダリエ君。

（4番ホンダリエ君発言席へ）

○4番（ホンダリエ君） 私のほうからは、住之江工場更新・運営事業についてお伺いします。

このたび提出されている平成30年度の一般会計予算では、昨年9月の補正予算に引き続いて、住之江工場更新・運営事業に関する債務負担行為が提出されています。

前回の債務負担行為を設定された平成29年の9月の組合議会では、住之江工場の更新工事については、平成30年8月から平成34年度までに実施する現在のプラント設備の撤去、建物の耐震補強、新しいプラントの設置、その他外構工事等の建設費に係る債務負担の額がおよそ210億円とのことでした。

先ほど説明のありました当初予算、48ページから

49ページまでにも、平成54年までの運営費等を含めると約366億ということで、記載されているものですが、これだけの額の工事を4年7カ月の期間で実施するというので、各年度に払う、支払いの建設費も、環境施設組合の予算に対して相当大きな額を占めると考えます。

そこで、組合の工事請負契約書を拝見しましたところ、受注者は当該請求に係る出来形部分又は検査済工事材料の確認を発注者に請求でき、確認があったときは部分払いを請求することができるという規定があります。

これではですね、受注者から検査に合格した何十億円もの出来形に対する部分払いの請求があった場合、環境施設組合としては支払う義務が生じてくるということです。組合の予算の都合上、もし、支払えなくなるような事態が起こってはいけないと思いますので、どうお考えかお答えください。

○議長（山本長助君） 理事者の答弁を許します。

金子施設部建設企画課長。

（金子施設部建設企画課長答弁席へ）

○施設部建設企画課長（金子正利君） お答えいたします。

住之江工場更新・運営事業につきましては、平成29年9月の入札公告時に公表しております建設工事請負仮契約書（案）の工事約款において「債務負担行為に基づく契約における特約条項」を付帯することとしておりまして、この中で、各会計年度における請負代金の支払いの限度額並びに支払限度額に対する出来高予定額を事業者との協議により、盛り込むこととしております。

これらの契約を締結することによりまして、各会計年度の支払いについては、事前に、かつ適切に予算計上し、支出が可能となるよう関係先と調整することができるものと考えております。

以上でございます。

○議長（山本長助君） 4番、ホンダリエ君。

（4番ホンダリエ君発言席へ）

○4番（ホンダリエ君） 各会計年度の支払い限度額をあらかじめ工事請負契約書に盛り込むということですが、そうしていただくことが当然かなと思うのですが、支払う段階ではしっかり工事が履行されている、検査もしっかり行った上で、途中の過払い

が決して生じないように、しっかり努めていただきたいと思います。

また、住之江工場の更新・運営事業については、長期間にわたる事業となっています。今後の法改正・制度改正や、また震災発生時の対応など、事業費が大きく変動することも想定されると思います。

公共工事では、増額が当然というような風潮があるので、こういったことが当然であっても困るので、それに対して、どのように対応されるのか、お考えをお聞かせください。

○議長（山本長助君） 金箱総務部経理課長。

（金箱総務部経理課長答弁席へ）

○総務部経理課長（金箱幸泰君） お答えいたします。

本事業に係る関係法令の変更等に伴い必要となる施設整備や天災等の不可抗力に対する施設復旧等により、組合が負担すべき経費が必要となる場合には、契約変更を行う必要がございます。環境施設組合における「議会の議決に付すべき契約に関する条例」におきまして、予定価格が6億円を超える工事または製造の請負の契約については、議決が必要となります。また、既に議決をいただいた契約の一部変更が契約金額の2割を超える増減がある場合についても、組合議会の議決に付さなければならないとされています。

住之江工場更新・運営事業につきましては、建設工事請負契約、運営業務委託契約と個別に契約締結をすることとなりますので、それぞれの契約金額が変更され、債務負担行為の限度額を超過する場合には、議会におきまして御審議をいただき、追加の債務負担設定をお願いすることと考えております。

以上でございます。

○議長（山本長助君） 4番、ホンダリエ君。

（4番ホンダリエ君発言席へ）

○4番（ホンダリエ君） 今の答弁では、契約期間が変更され、債務負担行為の限度額を超過する場合にはとありますので、1円たりとも上がったら議会にかけなければならないと思いますが、議会にかければよいというものではないので、決して工事費が増大することのないようしっかりとチェックしていただきたいと思っております。

工場の更新・運営事業については、事業費も非常に大きく、環境施設組合並びに構成市の予算に与え

る影響もとても大きいものです。ですので、議会のチェック機能が働かないままに、各年度の予算が大幅に変更となることがないように、また、事業契約における部分払いに関しても、適切な事務の執行に、何度も言いますが、努めていただくとともに、計画的な資金計画に基づいた事業の進捗を行っていただきたいと思ひます。

以上で質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（山本長助君） 次に加藤仁子君の質疑を許します。

10番、加藤仁子君。

（10番加藤仁子君発言席へ）

○10番（加藤仁子君） 自民党の加藤でございます。

今、広田議員やホンダリエ議員がおっしゃいましたこととかぶると思うのですがけれども、同じ考えだと思ひながら質問させていただきます。

昨年の9月議会におきまして、住之江焼却施設についての質疑を行いました。引き続き、確認の意味でお尋ねをいたします。

先日、住之江工場の更新・運営事業に関する生活環境影響調査書を公表して、住之江区や西成区で説明会を開催されたようですが、この生活環境影響調査とはどのような内容のもので、また、住民の皆様には、どのように説明をされたのかお伺ひいたします。

○議長（山本長助君） 理事者の答弁を許します。

金子施設部建設企画課長。

（金子施設部建設企画課長答弁席へ）

○施設部建設企画課長（金子正利君） お答えいたします。

生活環境影響調査とは、廃棄物処理施設が周辺地域の生活環境に及ぼす影響をあらかじめ調査・予測・評価を行い、環境保全のための対策を検討することを目的といたしまして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき実施するものでございます。

住之江工場の更新に当たりましては、処理能力を日量520トンから400トンに縮小するとともに、最新の処理技術を導入した自動燃焼制御システムや公害防止設備を設置し、大気汚染物質排出量の低減を図るなどの環境保全対策を実施することから、国が定めた環境基準や関係法令の規制基準等をもとに設定

した環境保全目標を満足する結果となっておりまして、周辺地域の生活環境に及ぼす影響は軽微であると考えております。

生活環境影響調査書につきましては、平成29年12月18日から1カ月間、住之江区役所、西成区役所のほか、当組合の事業所及び各工場において縦覧に供するとともに、当組合ホームページに掲載するなど周知に努めてまいりました。

住民の皆様への説明につきましては、平成29年12月22日及び30年1月12日に住之江区及び西成区で区民ホールをお借りして説明会を開催させていただきました。

引き続き、必要に応じて、住民への説明を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本長助君） 10番、加藤仁子君。

（10番加藤仁子君発言席へ）

○10番（加藤仁子君） 今、おっしゃいましたように、そもそも環境アセスメント制度というのは環境への影響を与える事業を行うに当たってですね、事前にその事業への影響を予測して、未然に公害を防止するための制度でございます。公正な手続によって住民の合意形成というものを図ることを目的としております。

この住之江焼却工場の建設というのは、既設の建物を活用して内部設備の更新を行うということで、外観から見たらあまり変わっていないというふうにも思うのですが、12月に住之江区で、そして西成区で1月に区民ホールで説明会を開催されたと聞いております。その参加人数というのは、住之江区で19名、そして西成区で7名の参加と聞いております。これで説明会を開催し、住民の皆様には納得していただいたとは言えません。やはり、町会や各種団体などの説明要請があればですね、積極的に組合として説明を果たしていただきますようお願いを申し上げたいと思ひます。

このたびの住之江工場の更新・運営事業につきましては、DBO方式で実施されると言われております。すなわち民間事業者が運営を行います。

9月の議会におきまして、私は、ごみ焼却工場の建設、運営事業というのは市民生活にも直結してくる問題であり、全ての業務を事業者に丸投げするの

ではなく、その執行責任は環境施設組合にあり、最終的な責任は環境施設組合が行政としても負っていくことを十分に認識していただきたいとの意見を申し上げます。

環境影響調査の結果では、周辺地域への環境影響も軽微であります。環境保全目標を満足する結果となっているということでございますが、こうした地域環境の保全に関しましては、特にこれ、環境施設でもございますので、今後、組合としてどのようにかわっていくのかお尋ねをいたします。

○議長（山本長助君） 金子施設部建設企画課長。  
（金子施設部建設企画課長答弁席へ）

○施設部建設企画課長（金子正利君） お答えいたします。

委員御指摘のとおり、住之江工場の更新・運営事業につきましては、DBO方式を採用し、民間事業者が施設の建設、運営を行いますので、その運営状況につきましては、環境施設組合が、適切に把握、監視をするモニタリングを実施してまいりたいと考えております。

生活環境影響調査の内容には、工事中及び工場稼働後における環境影響の内容が含まれておりますので、事業の進捗状況に合わせまして、環境施設組合といたしましても確認のための環境調査を行う予定にしております。

このような民間事業者の運営状況に関するモニタリングや環境調査を行う中で、万一、周辺住民に影響を及ぼすような事態が発生した場合には、運営事業者と連携し、環境施設組合が行政として対応し、説明責任を果たしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本長助君） 10番、加藤仁子君。  
（10番加藤仁子君発言席へ）

○10番（加藤仁子君） 環境施設組合としても、確認のための環境調査を行うとのことですが、その調査がですね、いい加減な、適当な対処にならないようにくれぐれもお願いをしておきたいと思っております。

そして、万一の場合には、環境施設組合が行政として対応し、説明責任を果たすということでございますが、長期にわたる事業ですので、しっかりとモニタリングが継続的にできるよう、体制づくり、そして人材育成についてもお願いをしておきたいと

思います。

さて、今回の議案として、住之江工場更新・運営事業に係る債務負担行為が昨年9月の組合議会に引き続いて提出されますが、再度設定する必要性と、そしてその内容について説明していただきたいと存じます。

○議長（山本長助君） 金子施設部建設企画課長。  
（金子施設部建設企画課長答弁席へ）

○施設部建設企画課長（金子正利君） お答えいたします。

昨年9月の組合議会におきまして上程させていただきました債務負担行為は、住之江工場更新・運営事業の契約手続に入るための裏づけとして必要な債務負担行為でございます。実際の契約は平成30年8月に予定しておりますので、平成29年度内に契約を行うことができないため、昨年9月の債務負担行為につきましては失効することとなります。このため、再度、契約締結に向けた債務負担行為を設定する必要がありますので、改めて本議会において上程させていただきます。

今回設定させていただく債務負担額は、366億3,700万円でございます。その内訳は、平成31年度から建設に伴う債務負担額が約211億8,600万円、平成35年度から54年度までの20年間の運営に伴う債務負担額が154億5,100万円となっております。

以上でございます。

○議長（山本長助君） 10番、加藤仁子君。  
（10番加藤仁子君発言席へ）

○10番（加藤仁子君） 住之江工場運営事業に伴う債務負担行為は、建設から20年の運営期間を含めた平成54年度までの長期に及ぶものでございます。金額的にも、今おっしゃいましたように、366億円にも及ぶ大きな金額のものでございます。

一旦、組合議会で議決されますとですね、建設に伴う債務負担額が約211億8,600万円、これ、4年間でございますので、1年で割りましたら約53億。そしてまた、運営費債務負担行為としては、約154億5,100万円、これ20年間で割りますと、1年に7億7,000万円という大きなお金が要ります。

今、30年度の一般会計予算でも、廃棄物処理費の分担金として、各構成団体のごみ処理計画量を基本に算出されております。その内訳といたしましては、

大阪市が80億7,649万円、そして八尾市が8億5,418万円、松原市が4億1,374万円。これとその負担金、もう一つ足していけないといけないという、大変に、自動的に構成市が分担金として長期に負担することになります。本来であれば、構成市の議会において本当は十分に審議した後に組合議会で債務負担行為の設定について審議するべきではないかと考えますがいかがでしょうか。

○議長（山本長助君） 吉田総務部総務課長。  
（吉田総務部総務課長答弁席へ）

○総務部総務課長（吉田一君） お答えいたします。

地方自治法上、一部事務組合は構成市とは別個の法人格を有する特別地方公共団体と位置づけられておりますので、一部事務組合において設定する債務負担行為が直ちに構成市に債務負担の義務を課す、あるいは予算上の措置を講ずることを義務づけるものではございません。

しかしながら、現在のごみ焼却工場の建てかえ計画につきましても、構成市である大阪市の会において議論をしてきていただいたところがございます。債務負担行為の設定に際しましては、関係先に対し、御理解いただけるよう引き続き、説明を尽くしてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（山本長助君） 10番、加藤仁子君。  
（10番加藤仁子君発言席へ）

○10番（加藤仁子君） 確かに制度的にはですね、一部事務組合は特別地方公共団体です。そして大阪市は普通地方公共団体でございますので、対等の立場であるというふうに思います。

制度的にはそういうことかとお聞きいたしますが、今後もやはり継続してごみ焼却工場の代替事業というのを、鶴見焼却工場も続くわけでございますから、構成市は結局は分担金として多額の負担を続けるわけになるのですね。ですから、構成市の議会におきましても、十分に審議されるべきですし、もし議会で疑義などがあれば、一部事務組合においても、その事業計画の改善や見直しを含めた対応を誠実に協議して、一部事務組合議会で修正審議を行うなど、今、税収が大変厳しい時代におきまして、一部事務組合が決して特権的な立場にあるのではないという

認識を持っていただきたいと、そのようにお願いをしておきます。

そうして、こうした手続上での運用改善につきましても継続して検討いただくこと。私、この経営計画というこれを見ましたときに、一番最後のところなのですけれども、構成市と協議の調整という、適正処理の構成市と協議の調整というところで、今回は、大阪市環境局長や、八尾市副市長、松原市副市長によって構成される運営協議会を適宜開催いたしますというふうにも言われておりますし、事業運営上のさまざまな課題につきましては、構成市と環境施設組合の担当課長会における実務的な協議・調整を行うため、担当課長会を適宜開催いたしますというふうに記載しております。

しかしながら、これ、構成市と組合とが話し合うことは結構なものですけれども、これ、議会が関与するというのが、どこに関与したらいいのかというふうになりますと、この定例会、1年にたった2回しかないわけでございますので、今回でも、私たちの予算市の前にこれを行われますとですね、大阪市の議論をした予算というものが、もし否決された場合は組合としてはどういうふうになるのでしょうか。

○議長（山本長助君） 吉田総務部総務課長。  
（吉田総務部総務課長答弁席へ）

○総務部総務課長（吉田一君） お答えいたします。

構成市の予算と一部事務組合の予算は表裏一体のものでございますので、どちらが先、どちらが先決ということではございませんけれども、予算策定の段階で、十分に協議をさせていただくことで、お互い齟齬のないように、努めておりますので、よろしく御理解をいただきますようお願いいたします。

○議長（山本長助君） 10番、加藤仁子君。  
（10番加藤仁子君発言席へ）

○10番（加藤仁子君） こういう会議を開くときにも、予算市会が終わってからにしたほうがいいのかとか、そういういろんなことで、構成市とともに判断をしていただいて、そして、よりよいものにしていきたいと存じますので、よろしくお願いを申し上げます。ありがとうございます。

○議長（山本長助君） 次に永井広幸君の質疑を許しま

す。

13番、永井広幸君。

（13番永井広幸君発言席へ）

○13番（永井広幸君） 公明党大阪市会の永井でございます。

まず初めにですね、先ほど説明がございました平成30年度の予算の中では、一般会計予算ですけれども、廃棄物処理費というのがですね、書かれておりますけれども、前年度から約6億2,000万円くらい増額になっております。まず、この点について、内容について御説明をいただきたいと思っております。

○議長（山本長助君） 理事者の答弁を許します。

金箱総務部経理課長。

（金箱総務部経理課長答弁席へ）

○総務部経理課長（金箱幸泰君） お答えいたします。

平成30年度の予算におきましては平成29年度予算と比較いたしまして1億2,400万2,000円の減となっております。

しかしながら、議員御指摘のとおり、廃棄物処理費におきましては前年度、平成29年度予算と比べまして、約6億2,000万円の増となっております。その主な内容でございますが、本組合策定の経営計画にございます「安全で安定的な処理体制の構築」に基づいた大規模災害発生時の焼却工場の減災対策としての設備改修、また、従来より紙の搬入券を用いて行ってきたごみ搬入車両の計量につきまして、ICカードを用いて搬入者みずから計量を行う計量自動化に向けた設備改修を行うとともに、各工場、ルシアス庁舎とのネットワークシステムの構築を行うため、整備費用が増となっているものでございます。以上でございます。

○議長（山本長助君） 13番、永井広幸君。

（13番永井広幸君発言席へ）

○13番（永井広幸君） 今のお話によると、工場の計量器を紙の搬入券からICカードのほうに変えるという、自動化にするという、これで効率化を図っていくということですし、また、大規模災害に備えて設備改修を行うということでもあります。

これまで災害に向けて、特に南海トラフ巨大地震というのが、今後30年以内に発生確率が60%から70%というふうに予測されておりましたけれども、つい先日、新聞で拝見させていただきましたけれども、政

府の地震調査委員会では、この2月9日にですね、これがさらに70%から80%に引き上げられたとの報道がありました。このような大規模災害に備えるということは、喫緊の課題であるというふうに思いますし、重要な課題であるというふうに思います。このような大規模災害発生時にですね、行政機能が低下するにあっても、衛生的な生活環境を維持して市民への影響を最小限にとどめる必要があるというふうに思いますし、環境施設組合が保有している焼却工場というのは、6工場、この6工場についても、万全の備えをですね、していかなければならないというふうに思っております。

そこで、南海トラフ大地震、巨大地震が起こった場合ですね、この6工場は、津波によりどのような影響があるのか、全てが津波による影響があるとは思いませんけれども、環境施設組合における災害に対するこの備えですね、この備えはどのようになっているのか、この点を教えていただきたいと思っております。

○議長（山本長助君） 吉岡施設部施設管理課長。

（吉岡施設部施設管理課長答弁席へ）

○施設部施設管理課長（吉岡慎二君） お答えいたします。

本組合におけるごみ焼却施設の被害想定でございますが、西淀工場と現在更新を予定しております住之江工場において浸水しその被害を受ける可能性がございます。

一方で、ごみ焼却施設は、重量物を設置することを前提に建設されているため支持層まで杭を打っております。液状化による直接的な影響はないものと考えております。

本組合では、衛生的な生活環境を維持し市民生活への影響を最小限にとどめるよう、大規模災害が発生した際の体制や動員計画を定めた災害対策実施要領、業務の継続を目的に災害時の優先業務等を定めた業務継続計画いわゆるBCPや各課・各工場の発災時の初動対応を定めた災害時対応マニュアルを平成29年3月に策定しております。

また、これらのマニュアルの実効性を高めるため、定期的な訓練及び必要に応じたマニュアル等の改定を適宜実施しているところでございます。

以上でございます。

○議長（山本長助君） 13番、永井広幸君。

（13番永井広幸君発言席へ）

○13番（永井広幸君） ありがとうございます。

御存知のように、東日本の大震災より来月で丸7年を迎えます。さまざまな策を講じてされているようですが、どれだけ災害に備えてされても無駄はないと思いますので。

そこで、先ほど訓練の話がございましたけども、職員に対して定期的に訓練を実施しているというふうなことで、具体的にどのような訓練がされているのか、この点についてもお聞かせ願いたいと思います。

○議長（山本長助君） 吉岡施設部施設管理課長。

（吉岡施設部施設管理課長答弁席へ）

○施設部施設管理課長（吉岡慎二君） お答えいたします。

本組合では、大阪市が実施する震災訓練と連携しまして、各課・各工場が参加する全体訓練を毎年1月と9月に実施しております。

先月、1月17日に行った訓練では、構成市域で震度6弱を観測し、人的・物的被害が発生したとの想定のもと、各工場から、職員・来庁者の安否確認や、焼却設備の被害状況や、ライフラインの状況を無線により報告するなど、総合的な情報収集能力及び各拠点との連携を確認し、災害対応能力の向上を図りました。

そのほか、災害時における市民等の安全確保のため職員を来庁者と見立てた避難誘導訓練を各工場順次実施しております。

また、今般改定した本組合経営計画において、大規模災害対応を重要な項目と位置づけており、全職員に対して災害の発生時対応マニュアルの研修を行うこととし、また、訓練については、災害時の指揮を担当する行政職及び主任以上の職員の参加率について100%を目標にして実効性のある災害訓練の充実に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（山本長助君） 13番、永井広幸君。

（13番永井広幸君発言席へ）

○13番（永井広幸君） ありがとうございます。

100%を目指すというところではございますけども、100%参加されて当たり前だと思いますので、目指すよりも必ず実行されたいと思います。

職員の災害対応でですね、マニュアルの策定であるとか、訓練の実施によって大規模災害に対する対策を、今、御説明あったように実施しているということでもありますけれども。

ところで、先程ですね、説明にあった浸水被害、全てではないと言いましたけれども、想定される、特に西淀工場ですね、西淀工場等は、災害対策として、これはどのような災害対策をされるのでしょうか。このことについても教えてください。

○議長（山本長助君） 吉岡施設部施設管理課長。

（吉岡施設部施設管理課長答弁席へ）

○施設部施設管理課長（吉岡慎二君） お答えいたします。

東日本大震災におけるごみ焼却施設の被害状況を調査いたしましたところ、地震による直接の被害への対応というよりも、電力、用水、薬品などのユーティリティの確保が施設の復旧のかなめであったと聞いております。加えて、津波で浸水した電気版や機器類の交換に多くの時間を要したということもございます。

これらのことから、本組合では、浸水被害による復旧に要する時間や費用等を勘案し、電気室を保護することが重要と考え、西淀工場では、防水扉の設置等1階電気室を浸水より保護する対策を実施し、更新予定の住之江工場では、電気室を2階以上に設置するなどの対応を予定しております。

また、二次災害の防止という観点から、工場で使用している公害防止用薬品の漏洩対策といたしまして、重点的に薬品使用設備の点検を実施し必要な整備を行うこととしております。

そのほかの対策といたしまして、交通手段の欠如により職員が出退勤できないことを想定いたしまして、3日分の食料や毛布・簡易トイレを各課・各工場に備蓄する計画を立てており、現在進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（山本長助君） 13番、永井広幸君。

（13番永井広幸君発言席へ）

○13番（永井広幸君） ありがとうございます。

さまざま、組合としてですね、災害対策に取り組んでいるということであるというふうに思います。その点については、理解しておりますが、ごみ処理事

業というのは、市民生活にとって重要不可欠なものであるというふうに思います。

仮に地震が発生したとしてもですね、必ずごみの処理はしなければいけない、当たり前のことであると思います。

先ほども国の調査によると70%から80%というふうにね、確率が。あつてはならないでしょうけれども、そういうふうなことであるというふうに思います。そうなったときに、ごみの焼却工場がスムーズに皆さんの市民のごみを処理して工場に搬入できるかと思ったら、そういうふうな事態にはなりません。

僕も7年前に東日本大震災のときに、大阪市の職員として石巻のほうに行かせていただきましたけれども、まず、処理したごみというのは、一旦別の場所に保管する。そこで保管したところで、またそこで仕分けする。そこから燃えるものを工場に搬入する。そういうふうな手順を踏まなければいけない。

今日は質問しませんけれども、そういった、やっぱり震災となったときにですね、そういうふうに処理するところの、いわば盲点となっているところも、しっかりこれから吟味されていくことを望みたいと思います。

この充実を図っていくことは非常に重要なことだというふうに思いますけれども、答弁にありましたけれども、災害が起こったとしても衛生的な生活環境を、しっかりと維持して市民生活への影響を最小限にとどめるように、今後もマニュアルの充実や訓練を実施して、組合事業を安定かつ継続的に進めていただきたいことを要望して質疑を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（山本長助君） 次に井上浩君の質疑を許します。  
14番、井上浩君。

（14番井上浩君発言席へ）

○14番（井上浩君） 私からは議案第1号と第7号にかかわってお尋ねをしてみたいと思います。

まず、議案第1号、職員定数条例の一部を改正する条例案につきまして、職員数が15名減となっておりますが、その内訳について、御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（山本長助君） 理事者の答弁を許します。  
吉田総務部総務課長。

（吉田総務部総務課長答弁席へ）

○総務部総務課長（吉田一君） お答えいたします。

職員の定数につきましては、毎年10月1日の在職人数をもとに定めております。平成30年度の定数につきましては、平成29年度に比べ、派遣職員の減が7名、技能職員の減が17名の計24名の減となる一方で、新たに再任用した技能職員が9名おりますので、これらを差し引きした結果、15名の減となっております。

以上でございます。

○議長（山本長助君） 14番、井上浩君。

（14番井上浩君発言席へ）

○14番（井上浩君） やはり技術職でありますから、熟練の職員の確保ということが至上命題だと思うのですが、すけれども、その点で、私も大変懸念をしております。

昨年7月10日の本議会におきまして、技能職員等の退職手当の特例に関する条例の改正案について、議論させていただいたときにも、私、申し上げましたが、今でもぎりぎりの人数で工場を運営しているという状況がございますので、これ以上、人件費の減を見込んだ経営計画を立てるということは、無謀ではないかということをお願いしました。職員数の削減、すなわち、人件費を削減し続けることありきでは、一部事務組合の担う公的な役割をみずから放棄することにつながるのではないかとということも指摘をさせていただいたところであります。

本年1月に公表されております経営計画を拝見いたしますと、大阪市が平成18年度から技能職員の採用を凍結していることにより、今後5年間で約2割の技能職員が定年退職を迎え、その後もベテランの職員の退職が続くこととなる、という記載があります。ということは、平成30年度で13年目になるのですよね、新しい職員を採用していないという状況がもう13年目に入るということであります。さらにこの経営計画の中には、焼却工場を安全かつ安定的に運転していくためには、これまで培ってきた技術というのを、維持・継承していけるよう人材育成を図っていく必要があります、と。そのとおりだと思うのです。で、あればですね、この熟達した技能職員を育成できるプランにしないといけないのではないのでしょうか。この削減計画というものは、ここに書かれてい

る経営計画にも、私は逆行するのではないかというふうに思います。

昨年9月11日の組合議会におきまして、住之江工場の更新・運営事業をDBO方式で実施した場合の事業費の削減効果をお答えされたと思いますが、その内容について、改めて御説明をいただきたいと思えます。

○議長（山本長助君） 金子施設部建設企画課長。  
（金子施設部建設企画課長答弁席へ）

○施設部建設企画課長（金子正利君） お答えいたします。

住之江工場更新・運営事業につきましては、DBO方式で事業を行います。PFI事業に準じた手続を行っております。

このため、昨年8月に住之江工場更新・運営事業に係る特定事業の選定を公表いたしました。

特定事業の選定とは、PFI事業及び手続の一環であり、PFI事業として実施することの妥当性を詳細に検討、評価し、事業の実施を決定する手続でございます。

この特定事業の選定に当たりましては、事業をDBO方式で実施した場合と従来の公設公営で実施した場合の財政負担見込み額について比較を行いました。具体的には、建設費、維持管理費、運営費などの支出から交付金や売電収入を差し引いた、事業実施期間全体にわたる実質の財政負担額について、国の算出方法を用いて現在価値に換算したものでございます。

これら比較の結果、DBO方式で事業を実施した場合には、従来の公設公営で実施した場合より5.11%の財政負担見込み額を縮減できるという結果を得ております。

以上でございます。

○議長（山本長助君） 14番、井上浩君。  
（14番井上浩君発言席へ）

○14番（井上浩君） 財政負担見込み額が5.11%縮減ができるということでしたが、この5.11%の縮減ができる要素として、一番大きい部分というのは何でしょうか、というのをお聞きします。

○議長（山本長助君） 金子施設部建設企画課長。  
（金子施設部建設企画課長答弁席へ）

○施設部建設企画課長（金子正利君） お答えいたしま

す。

特定事業の選定に当たって算出した財政負担見込み額につきましては、事業をDBOで実施した場合と従来の公設公営方式で実施した場合について比較を行ったものであり、建設費等はどちらの方式でも同じ条件であるとの条件で試算しておりますので、主な削減効果につきましては人件費によるものと考えております。

以上でございます。

○議長（山本長助君） 14番、井上浩君。  
（14番井上浩君発言席へ）

○14番（井上浩君） 結局、人件費の削減ですね。

DBO方式につきましては、環境施設組合では、そのモニタリングを行うということではありますが、どのような体制で実施をされるのか、御答弁をお願いします。

○議長（山本長助君） 金子施設部建設企画課長。  
（金子施設部建設企画課長答弁席へ）

○施設部建設企画課長（金子正利君） お答えいたします。

住之江工場更新・運営事業に係るモニタリングにつきましては、運営事業者による運営業務の状況が要求水準書及び運営業務委託契約書等に定める要件を満たしていることを確認するために、環境施設組合が運営業務の監視を行います。

具体的には、ごみ処理状況の確認、運転状況といった、ごみ焼却工場の運転に関する事項、安全体制、緊急連絡などの体制の確認、安全教育や避難訓練の実施等といった安全体制に関する事項、また、運営事業者が作成する各事業年度の決算報告書や環境報告書といった事業運営に関する事項等について、環境施設組合が年間を通じてモニタリングを行うこととしております。

これらモニタリングの実施に当たりましては、職員を現地に常駐させることについても検討を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（山本長助君） 14番、井上浩君。  
（14番井上浩君発言席へ）

○14番（井上浩君） DBO事業について、さらに何点か確認をさせていただきたいと思いますが、まず、長期間にわたって、果たしてモニタリングがしっか

りできるのかという点なのです。

この職員不補充のペースでいけば、私は、このモニタリングが確実に緩んでいくのではないかということ懸念しております。

また、工場運転上、適切な運営がなされていなければどうするのかという点、さらに、適切な事業がなされていないという判断は誰がどのようにされるのか、以上3点についてまとめて御答弁をお願いします。

○議長（山本長助君） 金子施設部建設企画課長。

（金子施設部建設企画課長答弁席へ）

○施設部建設企画課長（金子正利君） お答えいたします。

運営事業者は、要求水準書等に基づいて、施設の基本性能を維持し、安定性、安全性を確保しつつ効率的に事業運営を行うとともに、運営事業者みずからが経営の健全性及び透明性の確保に努める必要がございます。

一方で、環境施設組合といたしましては、運営期間を通してモニタリングのための職員を現地に常駐させることを検討するなど、運営事業者の運転状況の把握に努めてまいりたいと考えております。

また、昨年9月に公表いたしました「住之江工場更新・運営事業入札説明書」におきましては、基本契約、運営業務委託契約、要求水準書もしくは事業提案書等に示される内容を、運営事業者の運営状況が満足できていないと組合が判断した場合には、是正勧告等の措置をとるものと定めております。

いずれにつきましても、環境施設組合が実施するモニタリングにつきましては、平成30年8月に民間事業者と締結いたします運営業務委託契約書等に基づいて適切に実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本長助君） 14番、井上浩君。

（14番井上浩君発言席へ）

○14番（井上浩君） 先ほども、この経営計画を御紹介しましたけども、これにですね、民間事業者による更新・運営事業に当たり、設計・建設段階とともに運営段階における事業の安全性・安定性を確保するためモニタリング手法を確立していく必要があります、というふうにあります。ところが、理事者の皆さんに事前にいろいろお尋ねをしますと、事業者が

決まってからその体制を考えていくということなのですね。これ、私、順番が逆なのではないかなと。やはり、その詳細の部分は別としましてね、我々議員がせめてこうイメージが湧くようなものというのは示されるべきではないかなと。何ら示されないわけですね。本来、この議会で一定示されるべきであったのではないかというふうに思います。これまで、1号、7号議案に絞って議論をしてみましたがいずれも人件費を削減するというのが一つの特徴として表れております。公共の役割と責任の後退ということ、私は大変懸念しております。工場の安全性、安定性を確保するための全体像、将来像が不透明であるという点は大変問題であります。従いまして、議案第1号、7号については反対を表明させていただきたいと思っております。

以上で私の質疑を終わります。

○議長（山本長助君） これをもって質疑を終結します。

○議長（山本長助君） これより採決に入ります。

まず、議案第1号及び第7号について、一括して起立により採決いたします。

議案第1号及び第7号の2件について、いずれも原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長（山本長助君） 多数であります。よって、議案第1号及び第7号は、いずれも原案どおり可決されました。

○議長（山本長助君） 次に、議案第2号ないし6号について、一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第2号ないし6号について、いずれも原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本長助君） 御異議なしと認めます。よって、議案第2号ないし6号は、いずれも原案どおり可決されました。

○議長（山本長助君） 次に、日程第9、議案第8号、公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

○議長（山本長助君） 理事者の説明を求めます。

蓑田事務局長。

（事務局長蓑田哲生君答弁席へ）

○事務局長（蓑田哲生君） ただいま御上程に相なりました公平委員会委員の選任について御説明いたしま

す。

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合の公平委員会委員として、辻井一成氏を選任いたしたいと思いをします。

辻井氏の経歴につきましては、お手元配付の略歴のとおりでございます。人格・識見ともにすぐれ、本組合の公平委員会委員として適任と存じますので、何とぞよろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本長助君） これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第8号について、これに同意することに御異

議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本長助君） 御異議なしと認めます。よって、議案第8号は、これに同意することに決しました

閉 議

○議長（山本長助君） 本日の日程は以上で終了いたしました。

閉 会

○議長（山本長助君） 本定例会はこれをもって閉会いたします。

午後6時25分閉会

---

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会議長

山 本 長 助 ⑩

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会議員

大 内 啓 治 ⑩

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会議員

木 下 誠 ⑩